

# 令和4年度事業計画書

## I. 概況

### 1. ダム事業を巡る諸情勢

近年、気候変動の影響もあり、世界的に異常気象が頻発し、豪雨や干ばつなどの自然災害が多発している。我が国においても、洪水や渇水が頻発化しており、昨年も、「令和3年西日本豪雨」により、鹿児島県さつま町で500ミリを超える記録的な大雨が観測されるなど、九州地方や青森県、三重県、島根県や鳥取県で記録的な大雨となった。このような自然災害から国民の生命と暮らしを守り、経済活動の確固たる基盤を維持するため、防災・減災の観点に立った社会資本の整備がきわめて重要となっている。

なかでもダムは治水のみならず、水資源の確保、エネルギーの確保など多面的な機能を持つ基礎的社会資本であり、安全・安心な生活を守り経済活動を支える不可欠な社会基盤である。令和元年の東日本台風の際にも、試験湛水中であった八ッ場ダムをはじめ利根川上流ダム群が、きわめて大きな治水効果を上げた。また「令和3年西日本豪雨」でも鹿児島県を流れる川内川の鶴田ダムで洪水調節効果が発揮された。ダムの効果は将来にわたって長期的に発揮されるものであり、長期的な視点に立った着実な整備が必要である。平成29年には今後のダム事業について「ダム再生ビジョン」が策定され、既設ダムを有効活用する方向が示された。

また、東日本大震災を契機に原子力発電所が停止されるなど、エネルギーの安定的供給に不安が生じている。揚水発電も含めて水力発電は、再生可能でクリーンな純国産エネルギーで、しかも量的にも期待できる優れたエネルギー源であることから、水力発電の一層の活用が望まれる。

一方、途上国での人口の増大と地球規模での温暖化により、水資源の確保が世界的課題となっており、電力需要の増大に対応する水力発電への期待も大きい。これまで培ってきた我が国の優れたダム技術を活用し、途上国を中心に世界のダム建設に協力し、貢献していくことも重要である。

当協会は、以上のような認識に立って、関係機関と緊密に連携しながら、各種の活動を通じ、ダムの役割とダム事業の重要性について、広く一般の理解を求めるとともに、ダム施工技術のより一層の向上に寄与していく。

## 2. 令和4年度事業の重点項目

令和4年度は、次の項目を重点に事業を実施する。

### ① ダム施工技術の向上

ダム施工技術の継承・発展とコスト縮減などの要請に応え、ダム施工技術者の技術力の向上に資するべく、「ダム工事総括管理技術者認定事業」を実施するとともに、「ダム工事技術者研修」及び「ダム施工技術講習会」を開催する。なお③の「第42回ダム建設功績者表彰式」と併せて「第36回ダム工事総括管理技術者認定証授与式」を行う。

また、ダム建設技術の一層の向上を目指して、施工者としての立場から、ダム建設技術の課題について、「施工技術研究会」において調査研究を行う。

### ② 情報発信の強化

ダムに関する情報を提供するため、「月刊ダム日本」を発行する。

また、一般の方を対象に広く情報を提供するため、インターネットを活用してホームページを運営するとともに、「ダム便覧」のデータを「国土交通データプラットフォーム」へ提供する。「ダム便覧」の改良を引き続き行う。さらに、「ダムマイスター制度」を実施する。これらにより、幅広い情報発信に努める。

加えて、WEBおよび浦山ダム、日吉ダムに開設した「ダム博物館」について、その適切な運営に努める。

### ③ ダム建設功績者の表彰

永年にわたりダム建設に貢献された個人・団体をダム建設功績者として表彰し、その労に報いダム建設の促進を側面より支援するため、本年11月28日に「第42回ダム建設功績者表彰式」を開催する。

### ④ ダム関係機関・活動への協力

「第46回『水の週間』記念行事」に、実行委員会の主たるメンバーとして参加し、国民の「水」に対する関心と理解を深める。

また、(一社)日本大ダム会議、(一社)ダム工学会等の活動に協力する。

## II. 個別事業計画

### 1. ダム工事総括管理技術者認定事業

「ダム工事総括管理技術者認定事業」は、昭和62年3月に建設大臣（現・国土交通大臣）の認可を得て創設し、平成4年3月に小規模ダム工事総括管理技術者の資格を創設するなどの経緯を経て、継続して実施してきた。その後、政府において行財政改革の一環として公益法人による行政代行的行為の見直しが進められ、平成13年3月の建設業法施行規則の改正により、建設工事に従事する者の技術等の向上を図る上で奨励すべき事業として法的な位置づけがなされるとともに、事業内容についても、小規模ダム工事総括管理技術者認定試験の廃止などの変更を行った。

さらに、政府の行政改革推進本部が、公益法人が行うすべての行政代行的行為について国の関与を全面的に見直した結果、国の関与は平成17年度限りで廃止することとされ、認定事業も他の同種事業と同様、国の関与は平成17年度限りで廃止された。

これを受けて、平成18年度からは事業内容を見直した上で、新たな枠組みの下で認定事業を実施してきており、ダム工事の適正な施工のため必要不可欠な資格認定制度として重要な役割を果たしてきている。

令和4年度は、以下の予定で認定事業を実施する。

#### 1) 試験実施の公示

4月1日 令和4年度試験の実施に関する公示

#### 2) 1次審査

5月31日 多肢択一試験及び小論文試験

#### 3) 2次審査

9月7日、8日 論文試験

10月6日、7日 口頭試験

#### 4) 2次審査合格者の現地研修

2次審査合格者を対象に、ダム工事総括管理技術者のダム施工計画立案に関する知識・技術及び総括管理能力の強化・向上を目的として、令和4

年度の現地研修を10月下旬に実施する。現地研修の修了を新規登録の要件とする。

5) ダム工事総括管理技術者の新規登録

令和4年度の新規登録を11月1日付けで行う。

6) ダム工事総括管理技術者の認定証授与式

令和4年度のダム工事総括管理技術者認定試験合格者に対し、認定証を授与するため「ダム工事総括管理技術者認定証授与式」を11月28日に開催する。

7) ダム工事総括管理技術者の知識及び技術の維持に係る講習会

平成29年度に新規登録又は登録更新したダム工事総括管理技術者及び小規模ダム工事総括管理技術者の知識及び技術の維持、向上を図るため、9月20日と10月12日に講習会を開催する。

8) 登録の更新

7)の講習会を受講した者について11月1日付けで登録を更新する。

9) ダム工事総括管理技術者認定事業の広報

全国のダム工事発注機関に向けて、「令和4年版ダム工事総括管理技術者名簿」を作成・配布するとともに、「ダム工事総括管理技術者認定事業」の実施状況及び資格技術者配置実態を説明するなど、認定事業に関する広報活動を実施する。

10) ダム工事総括管理技術者会への支援協力

「ダム工事総括管理技術者会（CME D会）」が資格技術者集団としての力を十分に活かして諸事業を行えるよう、同会を支援するとともに、同会の事業に協力する。

## 2. 研修会・講習会の開催

### 1) ダム工事技術者研修の開催

この研修は、昭和52年度に創設し、時々の状況に応じて研修コースの変遷があったが、平成13年度からはダム工事技術者研修とダム工事技術者特別研修の2コースに再編して実施してきた。その後、平成18年度にはダム工事総括管理技術者認定事業の制度変更に伴って、ダム工事技術者研修のみとし、さらに翌19年度には、国や県、建設コンサルタント会社のダム技術者などにも受講の機会を広げるなどの改善を図り、平成21年度には詳細なアンケート調査を実施してカリキュラムを再編した。

この研修は、平成24年度までは（一財）全国建設研修センターとの共催で実施し、研修の会場も同センターであったが、平成25年度からは、当協会が単独で実施し、会場も当協会とした。令和4年度は令和5年1月に開催する。

### 2) ダム施工技術講習会の開催

「ダム施工技術講習会」は、ダム施工の事例等についての最新情報を提供するために開催しており、令和元年度から、（一社）日本大ダム会議・（一社）ダム・堰施設技術協会共催の「ダム技術講演討論会」と共同開催している。令和4年度は、令和4年11月に「第81回ダム施工技術講習会」を開催する。

### 3) 水源地活性化講習会の開催

「補償問題実務講習会」として始まり、その後、名称を「水源地問題実務講習会」と変更して実施してきたが、平成25年度に、水源地域の活性化が重視されている状況にかんがみ、内容の充実を図るとともに名称を「水源地活性化講習会」と改めた。令和4年度は、令和5年2月に「第70回水源地活性化講習会」を開催する。

## 3. 調査・研究事業の実施

### 1) ダム現況調査とダム台帳の整備

ダム諸元及び工事の進捗状況、資材の使用状況等の実態を調査・把握するとともに、その調査結果に基づいてダム台帳の整備を行う。

ダム台帳データを基に各種の資料を作成し、「ダム年鑑」作成のための基礎資料とする。

## 2) 施工技術研究会の開催

- ① 当協会では、かつては個別の課題毎に研究会を組織して施工技術の調査研究にあたってきた。例えば、昭和60年12月には「RCD工法施工研究会」を設置して同工法の施工上の課題について調査・研究を進め、昭和63年12月には「ダム建設技術の向上に関する研究会」を設置して、ダム建設技術の継承・発展に資するための基礎的な研究を実施した。

平成8年10月には、調査研究体制を再編し、「RCD工法施工研究会」を「施工技術研究会」とし、幹事会の指導・調整の下に、第1部会、第2部会及び第3部会を設けてダム施工技術全般の課題について検討することとした。また、平成10年度には「ダム建設技術の向上に関する研究会」を「施工技術研究会」の「調査部会」と位置づけ、さらに、平成22年度には「調査部会」を施工技術研究会の第4部会として改編した。このような変遷を経て、現在では施工技術研究会（幹事会、第1～第4部会）においてダム建設技術全般にわたる課題について、統一的・継続的に調査・研究を実施している。

- ② 幹事会は全体の指導・調整及び緊急性を要する重要課題について、第1部会は合理化施工技術及び技術開発に関する長期的課題について、第2部会は施工技術及び行政施策等への対応など短期的に解決すべき課題について、第3部会は海外ダム工事等への参入に関する問題について、第4部会はダムの再開発等に関する問題について、それぞれ調査等を実施している。令和4年度は、次のとおり調査研究を行い、その成果の普及に努め、必要に応じて関係機関等に発信する。

### 第1部会：

- ダム施工技術の効率化を目指して、「台形CSGダム施工技術の調査」、「巡航RCD工法施工技術の調査」及び「従来工法の研究」について施工技術の習得などに関する必要な調査研究を進める。また、「働き方改革」について調査研究を行う。

### 第2部会：

- ダム建設における「生産性の向上」に向けて、「革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」の支援、IoT、ICT技術の利活用による品質・出来形管理等に関する調査研究を行う。

### 第3部会：

- 前年度に引き続き、国土交通省・(独)水資源機構等の関係機関と連携して、海外ダム・水力開発事業への参入に向けた調査・研究を進める。

### 第4部会：

- 前年度に引き続き、JAPIC水循環委員会と協同して、「新たな水循環の構築に向けて(仮題)」に対する共同研究を行う。また、ダム堆砂対策についての調査研究を行う。

また、ダム技術者のダム建設技術の向上を図るため「ダム技術勉強会」を適宜開催する。

### 3) 海外ダム工事視察調査団の派遣

国際化が一段と進む中、ダム技術者のワールドワイドな見識を深めるとともに、海外のダム建設の現状を把握するため、必要に応じて技術調査団を派遣する。

## 4. 出版物の刊行・情報の発信

### 1) 「月刊ダム日本」の発行

「月刊ダム日本」は、当協会の機関誌として昭和30年7月に創刊し、日本や世界のダムの設計、施工技術、水源地域対策などに関する専門的記事を中心に、一般の方々も興味を持って読めるような内容も含めて、ダムに関連する記事を幅広く掲載してきた。令和4年度も、内容の充実に努め、継続して発行する。

### 2) その他の出版物の販売

施工技術研究会で取りまとめた成果を元に作成した次の書籍を継続して販売する。

- i. 「コンクリートダムの施工」
- ii. 「フィルダムの施工」
- iii. 「ダム工事のプレキャスト化施工事例集」
- iv. 「ダム建設工事における濁水処理」
- v. 「ダムと地震」
- vi. 「コンクリートダムの温度ひび割れの現状と対応」 等

### 3) 「ダム年鑑」の出版

「ダム年鑑」は、建設・調査中を含め、全国の約2800のダムの全容や建設参加業者の実績を網羅する日本のダムに関する唯一の包括的資料であり、その内容は高く評価されている。竣工ダム数の減少に伴い、令和元年度から隔年出版としている。令和4年度においては、関係省庁、関係機関等の協力を得て、編集し、出版する。

### 4) 日本ダム協会ホームページの運営

インターネットを活用して広く一般の方々を対象としてダムに関する情報を提供することにより、ダムに関する正確な知識の普及を図るため、日本ダム協会ホームページを平成10年7月から開設している。これまで内容の大幅な改善・充実を図ってきており、「ダム便覧」をはじめとして豊富なコンテンツを有し、質量ともに充実したダムの総合ポータルサイトとして高い評価を得ている。令和4年度においても、ホームページの内容の更新及び充実に努める。

また、現在、国土交通省では、各種データの横断的活用にあ資する情報連携基盤として、「国土交通データプラットフォーム」の整備を進めているが、これに対して、「ダム便覧」のデータ提供を行う。「ダム便覧」の改良も引き続き行う。

また、その活動の一環として、平成15年度からは「日本ダム協会ホームページ写真コンテスト」を実施してきており、第18回（令和2年度）からは「日本ダム協会写真コンテスト」と名称を変え実施している。令和4年度においては、第20回のコンテストを実施する。

### 5) ダムマイスター制度の実施

広く一般の方々にダムの実態、役割、魅力などについて知っていただくために、それを支援する役割を持つボランティアとして、ダムの専門家やいわゆるダムマニアの方々を「ダムマイスター」として任命する制度を、平成22年度より試行し、平成24年度より本格実施している。令和2年度～令和3年度、第6期のダムマイスターとして38名を任命し、それぞれの立場で活発に活動していただいている。令和4年度においても第7期のダムマイスターを新たに任命し、ダムマイスター制度を着実に実施する。



## 6) ダム博物館の運営

ダムに対する興味が幅広く一般化してきており、一般の方々がダムの魅力を知り、ダムの役割などについてより深い知識を得られるよう、有識者からなる委員会の議論を踏まえ、ネット上にウェブサイトとして本館を置き、テーマに応じて、ダムの現地に分館を置く「ダム博物館」を開設することとした。そして、平成28年10月に「ダム博物館本館（ウェブサイト）」を公開し、「写真館」を浦山ダムの「うららびあ」にオープンし、平成30年10月に「治水館」を日吉ダムの「インフォギャラリー」にオープンした。

令和4年度は、これらのダム博物館の適切な運営に努める。

## 5. ダム建設功績者の表彰

ダム建設功績者表彰は、ダム建設の促進に貢献された個人・団体に感謝の意を表するため、昭和56年度に創設したもので、それ以降毎年表彰を実施してきており、現在では次の項目に該当する方々を表彰している。

- イ. ダム等の建設促進に著しく功績のあった場合
- ロ. ダム等工事の施工上著しく功績のあった場合
- ハ. ダム等の周辺環境保全整備に著しく功績のあった場合
- ニ. ダム等に関わる上下流交流に著しく功績のあった場合
- ホ. ダム等工事の現場専門分野で著しく功績のあった場合

令和4年度は、国土交通省本省、各地方整備局等、各地方自治体、独立行政法人水資源機構及びダム施工会社の協力のもとに、表彰選考委員会に諮って功績者を決定し、11月28日に表彰式典を実施する。

## 6. ダム関係機関、活動への参加・協力

### 1) 水の週間記念行事への参加

昭和52年、閣議了解事項として、毎年8月1日が「水の日」と、また、8月1日を起点とする一週間が「水の週間」と定められた。これ以降、関係各省庁、各都道府県、市町村等において、「水」に対する国民の関心を深める啓発運動が積極的に展開されてきており、さらに、「水の日」は、平成26年成立・施行の水循環基本法においても明記された。

「水の週間実行委員会」は、この運動を推進する民間団体として昭和53年度に設立されたものであるが、当協会はこの運動の主唱者の立場から、その主たる構成員として、運動の展開に積極的に協力してきている。

令和4年度は、第46回「水の週間」が実施されるので、これに協力する。

2) (一社) 日本大ダム会議への参加・協力

国際大ダム会議（ICOLD）の日本の窓口である（一社）日本大ダム会議に会員として参加しており、引き続き、その事業の企画・実施に協力する。

3) (一社) 日本建設業連合会への参加

当協会は（一社）日本建設業連合会の会員であり、引き続き、同連合会の事業に参画する。

4) (一社) ダム工学会への協力

ダム工学に関する研究者、行政、民間のダム技術者等を横断的に組織した（一社）ダム工学会に賛助会員として参加しており、引き続き、その活動に協力する。